

第38回

通常総会議案書

日 時 平成26年 3月26日(水) 15時30分～

会 場 さいたま共済会館 602会議室

社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会

社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会通常総会次第

日 時 平成26年3月26日（水）15時30分～

会 場 さいたま共済会館 602会議室

1. 開会のことば

2. 会長あいさつ

3. 定足数の報告

4. 議 長 選 出

5. 議事録署名人及び書記任命

6. 議 事

第1号議案 「入会金及び会費規則」の改正

第2号議案 事例作成費（助成金）の取扱い

第3号議案 平成26年度事業計画

第4号議案 平成26年度収支予算

7. 報 告

（1）社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の公益社団法人への移行について

（2）公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の役員について

（3）成年後見人制度の研修について

8. 閉会のことば

別紙のとおり議案を提出します。

平成26年3月26日

会		長	太	幡	豊
副	会	長	内	藤	一
副	会	長	伊	藤	聡
副	会	長	新	井	寛
副	会	長	福	永	正
専	務	事	諸	貫	道
理		事	堀	口	雄
理		事	松	島	俊
理		事	河	野	栄
理		事	島	津	通
理		事	原	嶋	康
理		事	青	木	
理		事	風	岡	淳
理		事	小	島	長
					生

第1号議案

「入会金及び会費規則」の改正

【改正理由】

公益社団法人移行認定申請に伴い、「入会金及び会費規則」を平成22年度臨時総会（平成22年12月21日開催）で議決し、第33回通常総会（平成23年5月25日開催）及び平成24年度臨時総会（平成24年12月19日開催）で一部改正の上、議決した。

入会金及び会費の使途について、30%以上50%以内を公益目的事業に使用できるようにするため、改正するものである。

改正案は、以下のとおりである。

入会金及び会費規則(案)

平成 年 月 日

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会(以下「当協会」という。)は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。

(入会金)

第1条 入会金は、次のとおりとする。

- 一 当協会に入会后5年以上経過した不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。以下同じ。)が、不動産鑑定業者として会員(以下「業者会員」という。)になろうとする場合は20万円とする。
- 二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。
- 三 埼玉県内に住所地を有する不動産鑑定士又は埼玉県外に住所地を有する不動産鑑定士であつて埼玉県内に勤務地を有する者(以下「個人会員」という。)は、不動産鑑定士は5万円とする。
なお、不動産鑑定士補については2万5千円とする。
- 四 定款第5条第3項に規定する特別会員の入会金は2万5千円とする。

(入会金の納期)

第2条 入会の承認が与えられた者は、代表理事(以下「会長」という。)が指定する日までに入会金を納入しなければならない。

(入会金の一部納入猶予等)

第3条 前条の規定にかかわらず会長は、入会の承認が与えられた者が会長が指定する日までに入会金の二分之一以上を納入し、残額について納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て、入会時から2年間を限度として納入を猶予することができる。

- 2 第1条第三号の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失(以下「退会」という。ただし、懲戒処分による会員資格の喪失は除く。)してから1年以内に定款第5条第2項第1号又は第2号に該当することになり再度入会する場合には、入会金を納入することを要しない。

- 3 第1条第一号の5年の期間については、退会してから5年以内に再度入会した場合、退会前の会員であった期間も参入することができる。

(入会金の減免)

第4条 別に定める規程により入会金の一部もしくはその全部の減免を受けようとする者について、会長は、理事会の承認を得て入会金の一部もしくは全部を減免することができる。

- 2 入会金の減免を受けようとする者は、理事会が定める入会金減免申請書に理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。
- 3 理事会は、申し出のあった入会金の減免申請について遅滞なく審査し、会長は、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(資格変更等の入会金)

第5条 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金が異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。ただし、個人会員が業者会員となる場合は、新規の入会として第1条第一号、同第二号に規定する入会金を納入しなければならない。

- 2 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(正会員及び特別会員の会費)

第6条 正会員の1四半期当たりの会費は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----|
| 一 不動産鑑定業者 | 2万円 |
| 二 不動産鑑定士 | 2万円 |

なお、不動産鑑定士補は、1万円とする。

- 2 特別会員の1四半期当たりの会費は、1万円とする。
- 3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。
- 4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。

(会費の納期)

第7条 正会員及び特別会員は、第6条の会費を、各四半期の最初の月に納めなければならない。

(会費の納入猶予)

第8条 前条の規定にかかわらず、会長は、会員が天災その他やむを得ない事由により、会費の納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て納入時期を猶予することができる。

(資格変更等の会費)

第9条 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。

- 2 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(会費の減免)

第10条 会長は、別に定める規程により会費の一部もしくはその全部の減免を受けようとする会員について、

理事会の承認を得て会費の一部もしくはその全部を減免することができる。

- 2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする
- 3 理事会は、申し出のあった会費の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。

(入会金及び会費の使途)

第11条 入会金及び会費は、30%以上50%以内を公益目的事業に使用し、残額を収益事業等及び法人会計に使用する。

附 則

- 1 この規則は、当協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 第1条の期間の算定に当たっては、当協会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。

新旧対照表

旧 (最終：平成24年12月19日 平成24年度臨時総会議決)	新
入会金及び会費規則 平成 年 月 日 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会(以下「当協会」という。)は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。 (入会金) 第1条 入会金は、次のとおりとする。 一 当協会に入会後5年以上経過した不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。以下同じ。)が、不動産鑑定業者として会員 (以下「業者会員」という。) になろうとする場合は20万円とする。 二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。 三 埼玉県内に住所を有する不動産鑑定士又は埼玉県外に住所を有する不動産鑑定士であって埼玉県内に勤務地を有する者 (以下「個人会員」という。) は、不動産鑑定士は5万円とする。 なお、不動産鑑定士補については2万5千円とする。 四 定款第5条第3項に規定する特別会員の入会金は2万5千円とする。 (入会金の納期) 第2条 入会の承認が与えられた者は、代表理事 (以下「会長」という。) が指定する日までに入会金を納入しなければならない。 (入会金の一部納入猶予等) 第3条 前条の規定にかかわらず会長は、入会の承認が与えられた者が会長が指定する日までに入会金の二分の一以上を納入し、残額について納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て、入会時から2年間を限度として納入を猶予することができる。 2 第1条第三号の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失 (以	入会金及び会費規則 平成 年 月 日 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会(以下「当協会」という。)は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。 (入会金) 第1条 入会金は、次のとおりとする。 一 当協会に入会後5年以上経過した不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。以下同じ。)が、不動産鑑定業者として会員 (以下「業者会員」という。) になろうとする場合は20万円とする。 二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。 三 埼玉県内に住所を有する不動産鑑定士又は埼玉県外に住所を有する不動産鑑定士であって埼玉県内に勤務地を有する者 (以下「個人会員」という。) は、不動産鑑定士は5万円とする。 なお、不動産鑑定士補については2万5千円とする。 四 定款第5条第3項に規定する特別会員の入会金は2万5千円とする。 (入会金の納期) 第2条 入会の承認が与えられた者は、代表理事 (以下「会長」という。) が指定する日までに入会金を納入しなければならない。 (入会金の一部納入猶予等) 第3条 前条の規定にかかわらず会長は、入会の承認が与えられた者が会長が指定する日までに入会金の二分の一以上を納入し、残額について納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て、入会時から2年間を限度として納入を猶予することができる。 2 第1条第三号の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失 (以

下「退会」という。ただし、懲戒処分による会員資格の喪失は除く。）してから1年以内に定款第5条第2項第1号又は第2号に該当することになり再度入会する場合には、入会金を納入することを要しない。

3 第1条第一号の5年の期間については、退会してから5年以内に再度入会した場合、退会前の会員であった期間も参入することができる。

(入会金の減免)

第4条 別に定める規程により入会金の一部もしくはその全部の減免を受けようとする者について、会長は、理事会の承認を得て入会金の一部もしくは全部を減免することができる。

2 入会金の減免を受けようとする者は、理事会が定める入会金減免申請書に理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。

3 理事会は、申し出のあった入会金の減免申請について遅滞なく審査し、会長は、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(資格変更等の入会金)

第5条 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金が異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。ただし、個人会員が業者会員となる場合は、新規の入会として第1条一号、同第二号に規定する入会金を納入しなければならない。

2 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(正会員及び特別会員の会費)

第6条 正会員の1四半期当たりの会費は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----|
| 一 不動産鑑定業者 | 2万円 |
| 二 不動産鑑定士 | 2万円 |

なお、不動産鑑定士補は、1万円とする。

2 特別会員の1四半期当たりの会費は、1万円とする。

3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。

4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。

(会費の納期)

第7条 正会員及び特別会員は、第6条の会費を、各四半期の最初の月に納めなければならない。

(会費の納入猶予)

第8条 前条の規定にかかわらず、会長は、会員が天災その他やむを得ない事由により、会費の納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て納入時期を猶予することができる。

(資格変更等の会費)

第9条 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。

2 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(会費の減免)

第10条 会長は、別に定める規程により会費の一部もしくはその全部の減免を受けようとする会員について、理事会の承認を得て会費の一部もしくはその全部を減免することができる。

2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする

3 理事会は、申し出のあった会費の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。

下「退会」という。ただし、懲戒処分による会員資格の喪失は除く。）してから1年以内に定款第5条第2項第1号又は第2号に該当することになり再度入会する場合には、入会金を納入することを要しない。

3 第1条第一号の5年の期間については、退会してから5年以内に再度入会した場合、退会前の会員であった期間も参入することができる。

(入会金の減免)

第4条 別に定める規程により入会金の一部もしくはその全部の減免を受けようとする者について、会長は、理事会の承認を得て入会金の一部もしくは全部を減免することができる。

2 入会金の減免を受けようとする者は、理事会が定める入会金減免申請書に理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。

3 理事会は、申し出のあった入会金の減免申請について遅滞なく審査し、会長は、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(資格変更等の入会金)

第5条 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金が異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。ただし、個人会員が業者会員となる場合は、新規の入会として第1条第一号、同第二号に規定する入会金を納入しなければならない。

2 会員が、入会金及び会費規則に定める入会金の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(正会員及び特別会員の会費)

第6条 正会員の1四半期当たりの会費は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----|
| 一 不動産鑑定業者 | 2万円 |
| 二 不動産鑑定士 | 2万円 |

なお、不動産鑑定士補は、1万円とする。

2 特別会員の1四半期当たりの会費は、1万円とする。

3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。

4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。

(会費の納期)

第7条 正会員及び特別会員は、第6条の会費を、各四半期の最初の月に納めなければならない。

(会費の納入猶予)

第8条 前条の規定にかかわらず、会長は、会員が天災その他やむを得ない事由により、会費の納入の猶予の申請があったときは、理事会の承認を得て納入時期を猶予することができる。

(資格変更等の会費)

第9条 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、その差額を納入しなければならない。

2 会員が、入会金及び会費規則に定める会費の異なる会員に該当するに至った場合、後の金額が前の金額以下であるとき、その差額は返還しないものとする。

(会費の減免)

第10条 会長は、別に定める規程により会費の一部もしくはその全部の減免を受けようとする会員について、理事会の承認を得て会費の一部もしくはその全部を減免することができる。

2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書にその理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする

3 理事会は、申し出のあった会費の減免申請について遅滞なく審査し、会長はその結果を当該申請者に通知するものとする。

附 則 1 本規則は、当協会設立の登記の日からこれを施行する。 2 第1条の期間の算定に当たっては、当協会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。	(入会金及び会費の使途) <u>第11条 入会金及び会費は、30%以上50%以内を公益目的事業に使用し、残額を収益事業等及び法人会計に使用する。</u> 附 則 1 この規則は、当協会の設立の登記の日から施行する。 2 第1条の期間の算定に当たっては、当協会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。
---	---

第2号議案

事例作成費（助成金）の取扱い

【提案理由】

1 内容

平成26年度、日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「連合会」という。）から提供して頂ける予定の事例作成費（助成金）の一部105万円を当協会に留保し、当協会の運営費用に充当する。

上記事例作成費（助成金）は700万円（@400円×17500枚）を見込んでいます。105万円の根拠は（@60円×17500枚）です。

2 主旨

当協会は、平成26年4月1日付で公益社団法人に移行します。現在その準備をしています。これを機に、当協会は、より一層地域社会への貢献をしていく必要があると考えています。それを踏まえ、理事会は平成26年度事業計画を作成しました。議案書のとおりですが、前年度より事業が複数増加しています。前年度にはない新事業として、「鑑定評価先例集作成」、「不動産DI作成」、「成年後見人研修」があります。また、不動産無料相談会の拡充も図ってゆく予定です。このため、当協会の運営費用が増加するとともに、事務局の事務負担も相当程度増加します。

また、前年度にはない事象として消費税増税があります。削減の難しいさまざまな支払いが多いなか、増税に伴い支払いが増加します。一方収入の方には増税の影響はほとんどありません。

公益社団法人移行に伴い、予算の執行が厳しくなります。予算オーバーはできません。また、大幅な赤字も避けなければなりません。適切な協会の運営が求められています。

平成26年度は、連合会から1100万円（事例作成費700万円及び事務局運営費400万円）を助成金として提供して頂ける予定です。しかし、第4号議案の収支予算書のとおり、相当額の正味財産減少が継続していく中で、今後厳しい協会運営を迫られる現状をご理解頂きたいと思います。

会費の値上げは出来る限り先延ばししたいと考えています。会員の皆様に負担増をお願いするのは不本意ですが、当協会も会員の高齢化が進んでいますので、将来の会費収入減は避けられず、しかるべき時期にはしかるべき対応が必要と思います。

第3号議案

平成26年度事業計画

平成26年4月1日～平成27年3月31日

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は、不動産の鑑定評価等に関する業務の進捗改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献するため、次の基本方針により、事業の円滑な運営に努める。

1 基本方針

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発に努める
- (2) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する各種相談会を開催する
- (3) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修を実施する
- (4) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、管理及び情報の提供に努める
- (5) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等を発行する
- (6) 県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する協力及び事業を受託する
- (7) その他目的を達成するために必要な事業を実施する

2 事業実施計画

【総務財務委員会】

- 1 当協会の運営
- 2 財務管理の実施
- 3 総会、理事会等の会議の開催
- 4 会員の福利厚生
- 5 規則等の制定、改廃
- 6 所轄官庁等への対応
- 7 日本不動産鑑定士協会連合会並びに他地域会等との連絡、調整
- 8 訴訟等への対応
- 9 親和会活動への支援
- 10 その他他の委員会の所掌に属さない事項への対応

【研究広報委員会】

- 1 無料相談会の開催
 - ①士会主催の月例無料相談会
 - ②さいたま市・東松山市主催の無料相談会

- ③県内各市町村主催の無料相談会開催準備
優先順位をきめて順次各市町村と折衝する
- 2 有料相談会の開催
ホームページで紹介し希望者があったときに毎月第1金曜日に開催する
- 3 講演会等の開催
 - ①研究広報主催{4回（一般公開・不動産D I 各2回、群馬県共催・会員研修会各1回を含む）}
 - ②親和会共催（2回・鑑定士向け）
 - ③業務推進主催（1回・鑑定士向け）
 - ④公的評価主催（1回・一般公開）地価公示・地価調査の分析
- 4 評価先例集の作成
 - 会員アンケート送付
 - 先例集の印刷
- 5 不動産D I の作成
 - 宅建協会への協力依頼
 - アンケート送付
- 6 底地データー集の作成
 - データーの購入（2012 公示～2014 調査・・・連合会へ費用面での要望提出済み）
 - データーの入力作製と回帰分析
 - 冊子の作製
- 7 士会だよりの発行（4回：6月・9月・12月・3月）
- 8 ホームページの運営
- 9 県民を対象とした一般資料閲覧の拡充
- 10 各種広報活動

【業務推進委員会】

- 1 データバンク事業の運営・改善
国土交通省が公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と共同で実施している不動産の取引価格情報提供制度の支援事業を中心とし、その他独自事例の収集管理、紙事例の保管管理等。
- 2 研修会の開催
当士協会会員である不動産鑑定士を対象とした研修会を開催。年1回を予定。
- 3 不動産鑑定評価業務の推進、拡充、契約、相談等への対応
県又は各市町村など関係各署への不動産鑑定評価業務の推進、不動産鑑定評価に係る相談、拡充などを随時実施予定
- 4 埼玉友好士業協議会（暮らしと事業のよろず相談会等）

- ・他士業との意見交換、友好等を目的とした協議会の運営（年３回開催予定）
 - ・「暮らしと事業のよろず相談会」の開催（例年１１月開催・年１回開催予定）
- ５ 災害対策協議会
- 各種災害対策協議会等への参加（年５回予定）。参加団体の活動を協力支援
- ６ 埼玉県社会福祉協議会及び埼玉評価センターの不動産鑑定評価等の支援
- 不動産鑑定評価業務を受託している団体への支援

【公的土地評価委員会】

- １ 受託事業
- ① 平成２５年度地価調査
 - ② 平成２７基準年度固定資産標準宅地鑑定評価
- ２ 調査研究及び研修
- ① 固定資産評価員会議及び研修会
 - ・標準宅地における広域的価格バランスの検討
 - ・農地、山林、雑種地及び堤外民地の広域的な価格検討
 - ・大規模工場の広域的な価格検討
 - ・ゴルフ場等の研究評価
 - ・市町村（資産税担当）向けの研修会の開催及び各市町村からの要望に基づく講師の派遣
 - ・会員等（不動産鑑定士）向けの研修会の開催
 - ② 地価公示・地価調査結果からの総合的価格分析及びそれに基づく研修
 - ③ 固定資産評価に関連した路線価付設業務についての資料収集
 - ④ 固定資産関連のうち、建物評価業務に関する資料収集
 - ⑤ 県内各域の再開発事業、区画整理事業に関する分野の資料収集
 - ⑥ 東日本大震災による関連事業として、県内の公的土地評価に大震災が起因したとみられる地域への影響調査
 - ⑦ 成年後見人制度にかかる研修会

平成26年度主要事業計画表

年 月	実 施 内 容	会 場
26年 4月	4日(金) 有料相談会 5日(土) 春の無料相談会(県下2会場) 9日(水) 東松山市の無料相談会 18日(金) 月例無料相談会 18日(金) 理事会	埼玉建設会館 浦和・川越 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館
5月	1日(木) 監査 9日(金) 有料相談会 9日(金) 理事会 14日(水) 東松山市の無料相談会 16日(金) 月例無料相談会 未定 成年後見人制度にかかるガイダンス研修 未定 不動産鑑定士向け研修会(親和会共催)	埼玉建設会館 埼玉建設会館 埼玉建設会館 東松山市役所 埼玉建設会館 未定 未定
6月	4日(水) 通常総会(平成25年度決算) 6日(金) 有料相談会 11日(水) 東松山市の無料相談会 中 旬 士会だより発行 20日(金) 月例無料相談会 20日(金) 理事会 未定 震災対策連絡協議会 未定 さいたま市の無料相談会	浦和ワシントンホテル 埼玉建設会館 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未定 未定
7月	4日(金) 有料相談会 4日(金) 埼玉友好士業定例会 9日(水) 東松山市の無料相談会 18日(金) 月例無料相談会 18日(金) 理事会 未定 第1・2回成年後見人制度にかかる研修 未定 不動産鑑定士向け研修会(研究広報)	埼玉建設会館 浦和ワシントンホテル 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未定 未定
8月	未定 不動産鑑定士向け研修会(公的評価) 未定 震災対策連絡協議会 未定 さいたま市の無料相談会	未定 未定 未定
9月	5日(金) 有料相談会 10日(水) 東松山市の無料相談会 中 旬 士会だより発行 19日(金) 月例無料相談会 19日(金) 理事会 未定 第3・4回成年後見人制度にかかる研修 未定 埼玉友好士業幹事会 未定 一般公開講演会(群馬県士協会共催)	埼玉建設会館 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未定 未定 未定

10月	3日（金）有料相談会 4日（土）秋の無料相談会（県下2会場） 8日（水）東松山市の無料相談会 17日（金）月例無料相談会 17日（金）理事会 未定 埼玉友好士業幹事会 未定 震災対策連絡協議会 未定 不動産鑑定士向け研修会（親和会共催）	埼玉建設会館 大宮・熊谷 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未定 未定 未定
11月	7日（金）有料相談会 12日（水）東松山市の無料相談会 14日（金）月例無料相談会 14日（金）理事会 未定 第5・6回成年後見人制度にかかる研修 未定 暮らしと事業のよろず相談会 未定 不動産鑑定士向け研修会（研究広報）	埼玉建設会館 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未定 未定 未定
12月	5日（金）有料相談会 10日（水）東松山市の無料相談会 中 旬 士会だより発行 19日（金）月例無料相談会 19日（金）理事会 未定 震災対策連絡協議会 未定 さいたま市の無料相談会	埼玉建設会館 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未定 未定
27年 1月	16日（金）理事会 未定 第7・8回成年後見人制度にかかる研修	埼玉建設会館 未定
2月	6日（金）有料相談会 20日（金）月例無料相談会 20日（金）理事会 未定 不動産鑑定士向け研修会（業務推進） 未定 埼玉友好士業幹事会 未定 震災対策連絡協議会 未定 さいたま市の無料相談会	埼玉建設会館 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未定 未定 未定 未定
3月	6日（金）有料相談会 11日（水）東松山市の無料相談会 13日（金）理事会 中 旬 士会だより発行 20日（金）月例無料相談会 未定 第9・10回成年後見人制度にかかる研修 未定 一般公開講演会	埼玉建設会館 東松山市役所 埼玉建設会館 埼玉建設会館 未定 未定

収支予算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：円)

	公益目的事業	収益事業等	法人会計	合 計
I 経常増減の部				
1. 経常収益				
特定資産運用収入	(180)	(6)	(414)	(600)
特定資産利息収入	180	6	414	600
入会金収入	720,000	24,000	1,656,000	2,400,000
会費収入	(3,840,000)	(128,000)	(8,832,000)	(12,800,000)
正会員受取会費	3,840,000	128,000	8,832,000	12,800,000
事業収入	(183,997,400)	(2,260,000)	(0)	(186,257,400)
時点修正				
受取受託料	112,752,000	0	0	112,752,000
鑑定評価員受取負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
地価調査	53,400,000	0	0	53,400,000
データバンク	840,000	0	0	840,000
相談会	5,400	0	0	5,400
成果物頒布	1,500,000	0	0	1,500,000
助成金	11,000,000	0	0	11,000,000
社協	0	60,000	0	60,000
講習会受講料収入	0	2,000,000	0	2,000,000
親和会	0	200,000	0	200,000
雑収入	(3,000)	(1,300)	(85,700)	(90,000)
受取利息	3,000	300	6,700	10,000
雑収入	0	1,000	79,000	80,000
事業活動収入計	188,560,580	2,413,306	10,574,114	201,548,000
2. 経常費用				
事業費	(197,140,742)	(2,700,021)		(199,840,763)
役員報酬	365,200	26,840		392,040
給与手当	10,500,000	1,750,000		12,250,000
臨時雇賃金	1,000,000	0		1,000,000
退職給付費用	865,500	144,250		1,009,750
法定福利費	1,875,000	312,500		2,187,500
福利厚生費	45,000	7,500		52,500
広告宣伝費	8,250	917		9,167
旅費交通費	37,500	6,250		43,750
通信運搬費	1,070,000	68,000		1,138,000
減価償却費	190,186	1,476		191,662
消耗品費	471,100	20,800		491,900
修繕費	96,800	4,400		101,200
印刷製本費	1,412,800	2,400		1,415,200
賃借料	4,183,126	158,198		4,341,324
諸謝金	170,380,000	95,000		170,475,000
租税公課	1,689,500	9,750		1,699,250

支 払 負 担 金	100,000	0		100,000
委 託 費	2,514,620	76,460		2,591,080
雑 費	336,160	15,280		351,440
管 理 費			(10,655,862)	(10,655,862)
役 員 報 酬			2,305,960	2,305,960
給 与 手 当			1,750,000	1,750,000
退 職 給 付 費 用			144,250	144,250
法 定 福 利 費			312,500	312,500
福 利 厚 生 費			7,500	7,500
広 告 宣 伝 費			1,833	1,833
旅 費 交 通 費			2,676,090	2,676,090
通 信 運 搬 費			184,000	184,000
減 価 償 却 費			5,903	5,903
消 耗 品 費			172,600	172,600
修 繕 費			8,800	8,800
印 刷 製 本 費			124,800	124,800
賃 借 料			1,072,396	1,072,396
諸 謝 金			925,000	925,000
交 際 費			670,000	670,000
租 税 公 課			9,750	9,750
支 払 負 担 金			101,000	101,000
委 託 費			152,920	152,920
雑 費			30,560	30,560
經 常 費 用 計	197,140,742	2,700,021	10,655,862	210,496,625
当 期 正 味 財 産 増 減 額	△8,580,162	△286,715	△81,748	△8,948,625
正 味 財 産 期 首 残 高	45,765,446	1,467,319	21,192,104	68,424,869
正 味 財 産 期 末 残 高	37,185,284	1,180,604	21,110,356	59,476,244

報 告

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の公益社団法人への移行について

平成25年9月27日

埼玉県知事 上田 清司 様

埼玉県公益法人認定等審議会
会長 大貫 正男

答申書

平成25年9月13日付け土水政第443号をもって埼玉県公益法人認定等審議会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る次に記載の法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第100条に規定する認定の基準に適合すると認めるのが相当である。

- 1 法人コード
A007669
- 2 法人の名称
社団法人埼玉県不動産鑑定士協会
- 3 認定を受けた後の法人の名称
公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会
- 4 代表者の氏名
太幡 豊
- 5 主たる事務所の所在場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目10番4号
- 6 公益目的事業
土地等不動産の適正な価格形成を図るために実施する、講演会、相談会、資料調査・収集・閲覧、調査研究、取引価格情報提供、公的評価業務及び震災関連対応等の不動産鑑定評価関連事業
- 7 収益事業等
会員支援事業
- 8 旧主務官庁の名称
埼玉県知事

報 告

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の役員について

理事 (会 長)	太 幡 豊
理事 (副 会 長)	内 藤 秀 一
理事 (副 会 長)	伊 藤 聡
理事 (副 会 長)	新 井 寛 久
理事 (副 会 長)	福 永 正 子
理事 (専務理事)	諸 貫 道 明
理 事	堀 口 雄一朗
理 事	松 島 俊 輔
理 事	河 野 栄 一
理 事	島 津 通 之
理 事	原 嶋 康 仁
理 事	青 木 徹
理 事	風 岡 淳 一
理 事	小 島 長 生
監 事	横 田 光 司
監 事	切 敷 幸 志
監 事	貫 井 正 之

平成25年度 社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会役員等名簿

顧問 吉野禎一、関田英太郎、小山光男、赤熊正保、高橋正光、岩崎 彰、
渋谷正雄、今西芳夫、岩崎仁三郎、倉林信夫

会長 太幡 豊

副会長 内藤秀一（総務財務担当）、伊藤 聡（研究広報担当）、
新井寛久（業務推進担当）、福永正子（公的土地評価担当）

専務理事 諸貫道明

理事 堀口雄一郎、松島俊輔（総務財務）、河野栄一、島津通之（研究広報）、
原嶋康仁、青木 徹（業務推進）、風岡淳一、小島長生（公的土地評価）

監事 横田光司、切敷幸志、貫井正之

〔総務財務委員会〕

委員 小川康雄、門脇 誠、小林正利、高井 厚、鳥羽健二郎、中野 拓、
中山健人、早川 治、牧元航也、森田裕之

〔研究広報委員会〕

委員 岸田 博、小林正矩、巢合勇次、立澤恵理、永瀬美幸、宮ヶ原光正、
安川千春

〔業務推進委員会〕

委員 相川晶彦、上杉徳子、浦野一郎、清岡 明、黒住明央、佐久間文彦、
西脇正樹

〔公的土地評価委員会〕

委員 各務 実、小林隆敏、篠 光昭、鈴木良彦、堤 史匡、蜂須賀郁未、
山田寛之